

札幌市農業体験交流施設条例の一部を改正する条例案

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市農業体験交流施設条例の一部を改正する条例

札幌市農業体験交流施設条例（平成7年条例第26号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中「ともに」の次に「、丘珠縄文遺跡の保存及び活用を通じて食文化を始めとした縄文文化への市民の関心を高めるほか」を加える。
- (2) 第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
  - (6) 丘珠縄文遺跡を保存し、及び活用し、並びに食文化を始めとした縄文文化を学び、体験することができる場を市民に提供すること。
- (3) 第3条第1項中「別表1」を「別表2」に改める。
- (4) 第16条第2項中「次に掲げる業務」の次に「(第1号、第2号及び第4号に掲げる業務にあつては、市長が別に定めるものを除く。)」を加える。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(理 由)

農業体験交流施設の設置目的及び事業内容に丘珠縄文遺跡の保存及び活用に係ることを追加する等のため、本案を提出する。